

施 術 所

（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律及び
柔道整復師法に基づく施術所）

手 引 き

受付窓口・問い合わせ先

施術する場所の所在区(※)	担当保健センター	連 絡 先
千種・昭和・瑞穂・名東	千種(医療安全担当)	052-753-1963
西・中村・熱田・中川	中村(医療安全担当)	052-433-3024
東・北・中・守山	中 (医療安全担当)	052-265-2254
港・南・緑・天白	南 (医療安全担当)	052-614-2827

※出張専門の場合は住所区

名古屋市

(令和7年4月1日改訂)

目 次

第一 施術所について

1	施術所開設について	・ ・ ・	3
2	施術所の名称について	・ ・ ・	5
3	施術所の構造設備基準について	・ ・ ・	6
4	広告の制限について	・ ・ ・	8、9
5	施術所開設届出事項に変更を生じた場合	・ ・ ・	10
6	施術所を休止・廃止・再開するとき	・ ・ ・	11
7	オンライン申請について	・ ・ ・	11

第二 出張専門業務について

1	業務開始届（出張専門）	・ ・ ・	12
2	出張専門業務の変更について	・ ・ ・	13
3	出張専門業務の休止・再開・廃止について	・ ・ ・	13
4	広告の制限について	・ ・ ・	13

○本冊子で略記されている法令名は、次のとおりです。

（あはき法：あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律）

（あはき規：あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律施行規則）

（柔整法：柔道整復師法）

（柔整規：柔道整復師法施行規則）

※（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう業）（柔道整復業）は、それぞれの法律の規定に基づき届出を行ったうえで、法令を順守して業を行わなければなりません。

施術所の手引き

この手引きでは、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復を、業として行う場合に必要となる様々な届出の手続きについて説明します。

第一 施術所について

施術所の開設届

① 開設のながれ

事前相談	⇔	開設	⇔	開設届	⇔	施設確認
構造設備や添付書類、開設の日程、広告、名称などについてあらかじめご相談ください		施設が整い、施術を開始できる状態です		開設後10日以内に保健センターに開設者自ら届け出てください		保健センターの監視員が施設の確認に伺います

② 開設の手続き

○届出時期は・・・開設後10日以内に必要です。

○何処へ・・・・・・・・保健センター医療安全担当窓口（表紙参照）

○誰が・・・・・・・・**開設者の方が自ら行うことが必要**です。併せて、従事する免許所有者の資格・本人確認も必要となりますので、**免許所有者全員の方の来庁も必要**です。

提出書類		提出部数	注意事項
施術所開設届		2	あん摩・はり・きゅうと柔道整復では様式が異なります。 保健センターの窓口で配布している他、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
添付文書	業務に従事する施術者の資格免許証の写し	2	原本照合が必要ですので、免許所有者全員の原本もお持ちください。
	施術所の平面図	2	各室の用途・寸法および面積、ベッド・機器類の配置、施術室の外気開放部分の面積と位置または換気装置の位置を記入してください。

※次ページに提出書類続きます

その他必要なもの	注 意 事 項
開設者（法人開設の場合は不要） 及び業務に従事する施術者の 本人確認のための書類	◎従事する免許所有者の方は全員、来庁のうえ本人確認が必要です。 本人確認の際には下記確認書類を1点ご用意ください。 ・運転免許証、身体障害者手帳、住民基本台帳カード（顔写真付き）、マイナンバーカード（顔写真つき）パスポート、在留カード、特別永住者証明書 上記の物がご用意できない場合は、健康保険証、年金手帳、診察券、社員証、学生証のうちいずれか2点が必要です。

2 施術所の名称

- ① 施術所の名称は、あはき法、柔整法の広告の制限を受けます。
- ② 施術所以外の民間療法施設等と区別するために、「マッサージ指圧」「鍼灸」「接骨」等の業種がわかる名称にしてください。
- ③ 具体的な例は厚生労働省HPより「あはき・柔整広告ガイドライン」をダウンロードしてご確認ください。（「4-2 広告の制限」（9ページ）参照）

<不可の名称の例>

病院又は診療所等と誤解する 恐れのあるもの	〇〇クリニック、〇〇治療院（〇〇鍼灸治療院は可） 〇〇はり科療院、メディカル〇〇、リハビリ など
民間療法と紛らわしいもの	カイロプラクティック、整体、リラクゼーション、 コンディショニング、サポート など
提供する施術業態が混ざっているもの	〇〇鍼灸接骨院、〇〇マッサージ接骨院 など
対象者を限定するもの	レディース、スポーツ、美容、〇〇専門など
施術内容、技能、方法を含むもの	東洋医学、温鍼、美容鍼灸、漢方 など
施術所と分かりにくいもの	〇〇堂、〇〇サロン、〇〇センター など

3 施術所の構造設備基準

*下線で記した部分は、省令で定められている事項です。

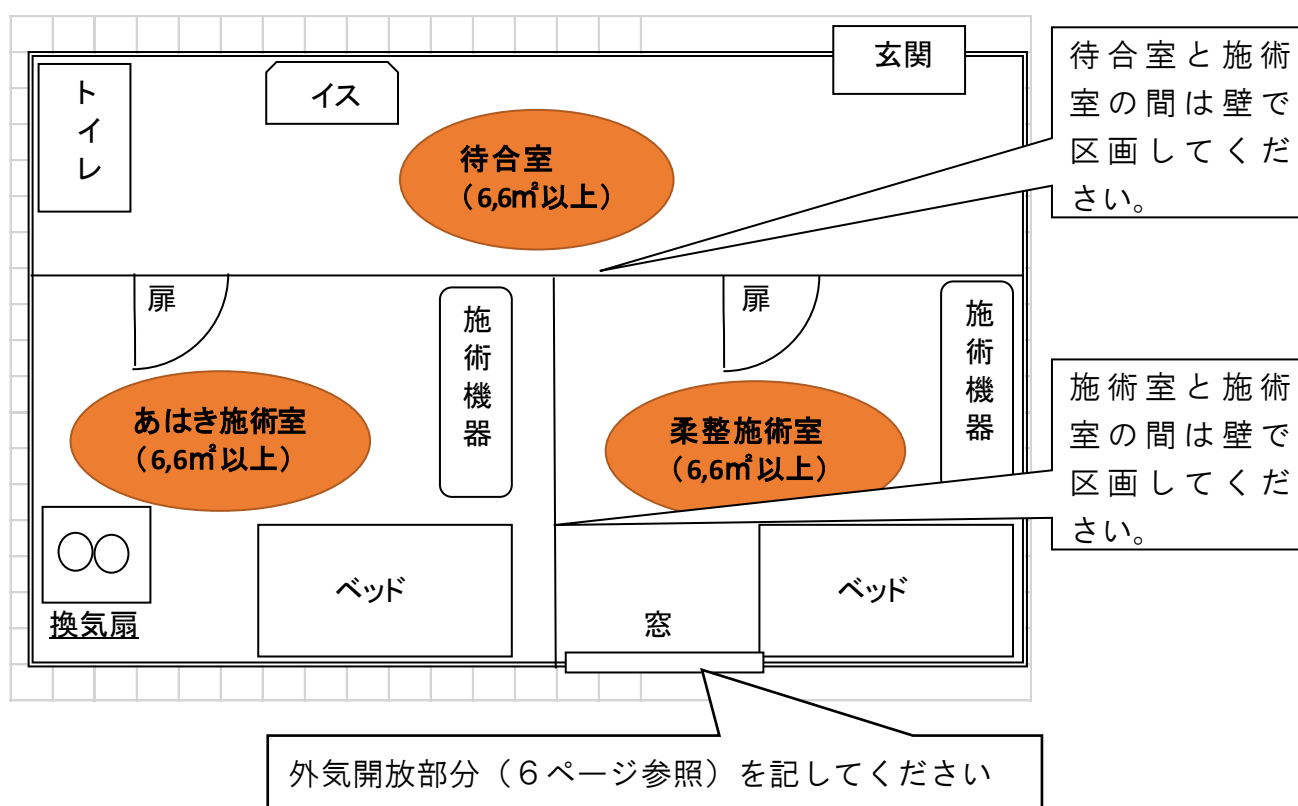
<u>構造設備基準</u> (あはき法第9条の5第1項) (あはき規第25条) (柔整法第20条第1項) (柔整規第18条)	<u>施術室</u>	・ <u>6. 6平方メートル以上の面積を有する専用の施術室であること。</u> ・ <u>室面積の1／7以上に相当する部分を外気に開放できるか、これに代わるべき適当な換気装置があること。(ドアは開放面積に含まない。)</u> ・ <u>施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。</u>
	<u>待合室</u>	・ <u>3. 3平方メートル以上の面積を有すること。</u>
<u>衛生上必要な措置</u> (あはき法第9条の5第2項) (あはき規第26条) (柔整法第20条第2項) (柔整規第19条)	・ <u>常に清潔に保たれていること。</u> ・ <u>採光、照明及び換気を充分にすること。</u>	
施術室と待合室の区画	施術室、待合室の区画は、原則として、固定壁と扉で上下左右完全に仕切られているものであること。	
施術所の独立性	施術所は、原則として、住居や他店舗などと構造上・機能上独立していること。	
施術所の構造	施術室を通路として利用しない構造であること。 (不可の例) 施術室の奥に利用者用トイレがある。	
施術室のベッド	プライバシーの保護に配慮して、ベッドごとにカーテンを設けることが望ましい。	

※あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうの施術所と柔道整復の施術所を両方設ける場合、原則、それぞれの法律に基づく施術室を別々に設ける必要があります。【注、参照】

【注】

- ・ あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうの施術室（6.6平方メートル以上）と、柔道整復の施術室（6.6平方メートル以上）をそれぞれ設けること。
- ・ 待合室から各施術室へ直接出入りできる構造とすること。
- ・ 待合室は、十分なスペース（6.6平方メートル以上）があれば共用してもやむを得ない。

【注、具体例】



なお、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうの資格と柔道整復の資格を両方有した1名のみが従事する場合は、一定の条件の下で、施術室の共用が認められる場合もあります。事前に保健センターへご相談ください。

4—1 広告の制限（法令）

広告は、看板、印刷物などが対象になります。法令で認められている事項のほかは、何人も、いかなる方法によるかを問わず、広告できないことになっています。

あはき法に基づく施術所で、認められている広告事項（あはき法第7条第1項、第2項）

- | | | |
|----------------------------|---|--|
| ■施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所 | → | 施術者の技能、施術方法
又は経歴に関する事項に
わたってはならない。 |
| ■法律第1条に規定する業務の種類 | → | |
| ■施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項 | → | |
- 施術日または施術時間
- その他厚生労働大臣が指定する事項
- *もみりようじ、やいと、えつ、小児鍼（はり）
 - *保健所に開設届を届け出たこと
 - *医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）
 - *予約に基づく施術の実施
 - *休日又は夜間における施術の実施
 - *出張による施術の実施
 - *駐車設備に関する事項

柔整法に基づく施術所で、認められている広告事項（柔整法第24条第1項、第2項）

- | | | |
|----------------------------|---|--|
| ■柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所 | → | 施術者の技能、施術方法
又は経歴に関する事項に
わたってはならない。 |
| ■施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項 | → | |
- 施術日又は施術時間
- その他厚生労働大臣が指定する事項
- *ほねつぎ（または接骨）
 - *保健所に開設届を届け出たこと
 - *医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
 - *予約に基づく施術の実施
 - *休日又は夜間における施術の実施
 - *出張による施術の実施
 - *駐車設備に関する事項



- *〇〇流・〇〇方式
- *適応症（腰痛、肩こり、スポーツ障害等）
- *技能及び施術方法
- *法以外の医業類似行為（整体、カイロプラクティック、エステティック等）
- *交通事故、体験談
- *「診療」等の医療行為と紛らわしい表現

4-2 広告の制限（ガイドライン）

令和7年2月18日付（医政発0218第1号）において、「あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（あはき・柔整広告ガイドライン）」が策定されました。

施術所の広告に関しては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）と、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）、その他の法令の規定等により制限されてきたところです。

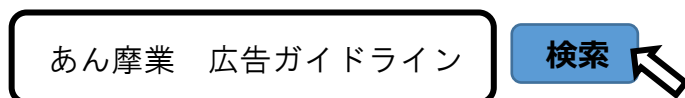
利用者に適切な施術所等を選択するために必要な情報が正確に提供されることにより、その選択の支援と利用者の安全向上を図るとともに、あはき・柔整に関する広告の適正化の推進を図ることを目的に策定されたガイドラインとなっています。

施術所を開設・運営している事業者は、広告を行う場合にはガイドラインを遵守し、適切な広告作成をお願いします。

【厚生労働省ホームページより】

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001412674.pdf>

又は



あん摩業 広告ガイドライン

検索

から、広告ガイドラインをダウンロードしてください。

5 施術所開設届出事項に変更を生じた場合

① 変更の手続き

○届出時期は・・・届出事項変更の事実発生後10日以内に必要です。

○何処へ・・・・・・保健センター医療安全担当窓口（表紙参照）

○必要書類・・・・・・変更届（2部）が必要です。併せて、変更事由により以下の添付書類を持参してください。

変更事項	添付書類	部数	注意事項
開設者（個人）の住所・氏名	なし	一	・住所・氏名を変更した場合には、新しい住所・氏名地が記載された本人確認書類を提示してください。
開設者（法人）の名称 開設者（法人）所在地	登記事項証明書の写し	2	・原本照合が必要ですので、原本もお持ちください。
施術所の名称 業務の種類	なし	一	・施術所の名称・業務の種類を変更する際には、事前に保健センターにご相談ください。 ・あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの施術所の場合、施術者の変更に伴い、その施術所が行う業務の種類の変更が必要となる こと があります。
施術日 施術時間	なし	一	・変更前と変更後をわかるように記載してください。
業務に従事する施術者	資格免許証の写し	2	◎新たに従事する免許所有者の方は全員、来庁のうえ本人確認が必要です。 ・新たに業務に従事する有資格者全員の免許証の原本が必要です。 ・本人確認の際には下記確認書類を1点ご用意ください。 運転免許証、身体障害者手帳、住民基本台帳カード（顔写真付き）、マイナンバーカード（顔写真つき）パスポート、在留カード、特別永住者証明書 上記の物がご用意できない場合は、健康保険証、年金手帳、診察券、社員証、学生証のうちいずれか2点が必要です。

			・退職された方の届出の際の添付書類はありません。
構造設備	平面図 (新、旧図 面に変更箇 所を赤枠で 示すこと)	2	②変更の流れ(下記参照) 事前に保健センターへご相談ください。
施術者の氏名 (戸籍の変更による)	資格免許証 の写し	2	新しい氏名に書き換えた資格免許証の原本と 写しをご持参ください。

② 変更のながれ(変更事項が構造設備の場合のみ)

事前相談	変更	変更届	施設確認
構造設備についてあらかじめご相談ください	構造設備の変更(工事)～完了	変更後10日以内に保健センター窓口に届け出てください	保健センターの監視員が施設の確認に伺います

6 施術所を休止・廃止・再開するとき

施術所を休止、廃止、再開する場合には休止、廃止、再開後10日以内に保健センター窓口に開設者が自ら届け出てください。

(再開の場合には、届出後施設確認に伺います。)

なお、休止期間は原則半年以内になります。

7 オンライン申請について

令和7年3月より一部の手続きについてオンライン申請が可能となりました。

詳細につきましては、名古屋市公式ウェブサイトから「施術所関係の各種届出」で検索し、ご確認をお願いします。

ご不明な点がありましたら、施術所の所在区を担当する保健センター(1ページ)にお尋ねください。

第二 出張専門業務について

1 業務開始届（出張専門）

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が出張のみによってその業務に従事する場合には、業務開始届（出張専門）（2部）を保健センター窓口に施術者本人が届け出てください。住所地での届出になります。

なお、すでに施術所を開設されていて、施術所から出張する場合には、業務開始届（出張専門）の提出は必要ありません。

※柔道整復師による出張専門業務は認められていないので注意してください。

提出書類		提出部数	注意事項
業務開始届（出張専門）		2	保健センターの窓口で配布している他、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
添付文書	届出者の資格免許証の写し	2	原本照合が必要ですので、原本もお持ちください。

その他必要なもの	注意事項
届出者の本人確認のための書類	本人確認の際には下記確認書類を1点ご用意ください。 ・運転免許証、身体障害者手帳、住民基本台帳カード（顔写真付き）、マイナンバーカード（顔写真つき）パスポート、在留カード、特別永住者証明書 上記の物がご用意できない場合は、健康保険証、年金手帳、診察券、社員証、学生証のうちいずれか2点が必要です。
届出者の資格免許証の原本	原本照合のために必要となるのでお持ちください。

2 出張専門業務の変更について

出張専門業務の届出事項に変更が生じた場合には、すみやかに保健センターへ変更届（2部）を提出する必要があります。

変更事項	添付書類	部数	注意事項
業務の種類	届出者の資格免許証の写し	2	原本照合のため、届出者の資格免許証の原本も必要です。
施術日時	なし	—	施術日時を変更する場合にも、変更届が必要です。
届出者の氏名	資格免許証の写し	2	新しい氏名に書き換えた資格免許証の原本と写し（2部）をご持参ください。

3 出張専門業務の休止・再開・廃止について

出張専門業務を休止、再開、廃止する場合には、すみやかに保健センターへ休止届（2部）、再開届（2部）、廃止届（2部）を提出する必要があります。

届出者の事情	注 意 事 項
住所の変更	出張専門業務の廃止届（2部）を旧住所地の保健センターに提出してください。また、新しい住所地において出張専門業務を行う場合には、新しい住所地を管轄する保健センター等への業務開始届（出張専門）が必要になります。
施術所を開設	保健センターにご相談ください。

4 広告の制限について

広告の制限があります。「第一 施術所 4—1、4—2 広告の制限について（8・9ページ）」を参照してください。

（個人名での届出のため、屋号などの施術所の名称や、通称を広告することはできません。）